

国立市市議会議長 遠藤 直弘 様

公益通報対応体制の整備その他の必要な措置等に関する陳情

【陳情の趣旨】

国立市公益通報設置要綱によると、内部通報の受付は外部の相談員（弁護士）に限られ、所管部署は文書法制課となっています。相談員との委託契約は令和5年8月ですが、通報した時期は令和5年6月期であることから、通報時の受付及び調査等を行うべき相談員が不在であったこととなり、設置義務化されていた内部通報制度の整備がされていなかったこととなります。

通報を受付した部署は職員課ですが、所管部署である文書法制課に引き継がれることなく、その後も調査を実施し報告書まで作成しています。更に、国が示す指針では公益通報窓口設置時においては責任者、通報対応業務を司る従事者を指定しなければなりません、令和7年6月の時点においても指定されていない状況にあることが判明しました。

結果的に研修等を受けることなく必要な能力・適正を有する者でない職員の調査等は、守秘義務を負うことなく、公益通報者を特定させる等不適切なものとなっています。

また、相談員との間における委託内容は、通報の受付、調査並びに調査報告書の提出をもって「任」を解され、措置報告書の作成は従事者を指定していない市側によるものとされています。

このような状態の中、前市長名による措置報告書では、相談員による違法性が強く疑われる調査事項についての事実認定の内容・被害の回復措置等の記述がありません。併せて当初通報した「職務専念義務違反」については調査すら行われない状況で現在に至っており、一連の対応は決して納得できるものではありません。

今後、公益通報があった際に私と同様の対応をされ続けるようであれば、公益通報の目的である組織内の不正や違法行為を早期に発見し是正するといった、市民の安全や安心を守ることはできないと考え、外部機関等において検証することにより全てをつまびらかにして頂くことを求めます。

【陳情事項】

行政措置の対象（通報窓口の未整備・従事者が指定されない）になり兼ねない状況において、通報への対応は違法性や隠ぺいが疑われるだけでなく、真摯に向き合う姿勢がないため真相が明らかにされていません。ついては、外部機関による国の指針に基づいた検証を求めます。

- 1 防火扉の前に給食コンテナが設置されている状況を通報した後、速やかに是正されないことを指摘した際、「是正されないのは私から直接担当部署に伝えないから。」との発言は公益通報者保護法に抵触するものであり、対応していたならば通報者が明らかにされることとなる。
- 2 責任者・従事者でない者が、通報者からの情報を活用し調査を実施している。
- 3 「通報内容が利益相反であるため、これ以上調査はできない。」としながら、担当者を変更することなく、その後も調査を継続し報告書まで提出している。
- 4 通報者が悟られないよう定期監査を装う等、前市長あてに手紙を提出していたが、返答もなく関係部署に直接通報内容を伝えており配慮された調査となっていない。
- 5 疑惑を受けている部署による調査報告書では「問題なし。」との回答が、相談員による保存資料等の確認により「法的に疑義がある。違法性が疑われる。」といった調査報告書に変わり、隠ぺい行為があったことは否定できない。
- 6 通報をしている最中に、調査もしない段階で思い込みによる回答をしている。

上述した従事者でない者による調査段階に於ける対応について、相談員へ指摘したところ「市民が市政にかかわる不正や不祥事等が疑われる事象を見聞きした際に内部通報することと同様の対応であることから、公益通報として受理すべきであると認識している。」旨の連絡を受けました。

一方で公益通報相談員の制度では、その対象が「職員等」（※退職後1年以内の者を含む。）に限られるため、一市民から市政に関する違法性の指摘を受け付ける制度ではないことから、外部公益通報制度の紹介を受けました。

今年、外部公益通報窓口あてに事象の違法性を通報したところ、受付処理がされませんでした。通報内容は「利益相反」に係わると考えられますが、その後において他の部署が担当する姿勢も見受けられないことから、外部機関による検証を求めるものであります。

国の指針では、「調査を実施し法令違反が明らかになった場合には速やかに必要な措置をとる。」としていますが、相談員による労基法違反が強く疑われるとされた調査報告書に対し、関係部署が作成した前市長名の措置報告書では、法令違反に対する記載がありません。

また、「職務専念義務違反」が強く疑われる通報に対し、職員課に於ける調査及び報告は通報内容に沿ったものとなっていないことから、幾度となく訪庁し再調査・措置報告書の提出を求めています。未だに動き出している気配が感じられませので、外部機関による検証を求めます。

更に指針では「法令違反等が明らかになった場合には、必要に応じ関係者の庁内処分を行う等、適切に対応し必要があれば、関係行政機関への報告等を行う。」とされていますが、対応した形跡がありません。

今回「非違行為」として通報した「休日における年休付与」、「賃金の未払い（ユニホームの着脱時間を含む）」、「職務専念義務違反」に関しては、他の行政機関等において懲戒処分を伴う報道発表がされています。

「賃金の未払い」に関しては、公表されている定期監査指摘事項を調べたところ、私が所属した部署（複数回）のみならず他の部署に於いても発生しており、その都度、前市長名による措置報告書が提出されています。しかしながら、措置内容の取組みが定着していないため、同じ起因により同種の法令違反を発生させたことになります。併せて、今回通報した「所得税法違反」、「産業医の名義貸し」に関する措置内容も適切に機能しておらず、ガバナンスが効いていないことで再演防止が図れない状況が続いています。

つきましては、今回の通報に対する措置内容の取組みが、全て適切に機能し定着しているか検証を求めます。

なお、定着が図られていない場合は、国の指針に照らし新たな措置報告書の提出を求めます。

公益通報の特性上、市政の裏側で発生している数々の法令違反・不適切な取扱い等について、市政を監視する立場である市民の方が知り得る機会がないことは問題であると考えます。今後、通報者の承諾を得ることを前提に、個人情報に留意しながら公表できる制度を求めます。

また、市に公益通報されたケースは他にもあることを確認していますが、今回の陳情により不適切な対応等が確認されたならば、当時の調査結果についても同じ対応によるものと考えられますので再検証を求めます。